



舊典類纂

皇位繼承篇

卷五卷六

三

和装本

76
4610
3



726
4610
3

皇位繼承篇卷五

藏書印

議官 福羽美静 檢閱

少書記官 横山由清

大書記生 黒川真頼

編纂

定策

皇位繼承ノ際ニ當テ群臣ノ之ヲ議スルヤ、或ハ先帝ノ遺詔ヲ執ルアリ、或ハ皇親ノ中ニ擇ブニ属ノ近キ者ヲ以テスルアリ、或ハ年ノ長ゼル者ヲ以テスルアリ、或ハ徳ノ高キ者ヲ以テスルアリ、其他議一ナラズ、次下ニ舉グル所ヲ見テ其概畧ヲ知ルベシ

群臣先帝ノ遺詔ニ從テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事
元明天皇ハ文武天皇ノ遺詔ニ從テ皇位ヲ繼承

皇位繼承篇
卷之五

元明天皇紀首條云、慶雲三年十一月豐祖
父天皇不豫始有禪位之志、天皇讓讓固辭不受、四
年六月豐祖父天皇崩、庚寅天皇御東樓詔召八省
卿及五衛督卒等、告以依遺詔攝萬機之狀、見工
又扶桑略記云、文武天皇ノ遺詔ヲ載セテ云ク、舉
哀三日凶服一月、朕之母儀阿閉皇女宜攝萬機、嗣
天皇位矣トアリ、然レドモ元明天皇ハ文武天皇
ノ遺詔ニ從テ遂ニ皇位ヲ繼承ス、群臣ノ其ノ遺
詔ヲ執テ議シ以テ之ニ勸進セシニ非ズ、故ニ此
ノ條ニ載セズ

舒明天皇 光仁天皇 光格天皇

○舒明天皇
舒明天皇紀 息長足日廣額天皇
皇○舒明天
皇ヲイフ天
淳中倉太珠敷天

皇○敏達天孫彥人大兄皇子之子也云云豐御食炊屋姫天皇
皇○推古天二十九年皇太子豐聰耳尊薨而未立皇太子以三十
六年三月天皇皇○推古天崩九月葬禮畢之嗣位未定當此時蘇
我蝦夷臣為大臣獨欲定嗣位願畏群臣不從則與阿倍麻呂臣
議而聚群臣饗於大臣家食訖將散大臣令阿倍臣語群臣曰今
天皇既崩無嗣若急不計畏有亂乎今以詎王為嗣天皇卧病之
日詔田村皇子曰天下大任本非輒言爾田村皇子皇○舒明天
以察之不可緩次詔山背大兄王曰汝獨莫喧譁必從群言慎以
勿違則是天皇遺言焉今誰為天皇時群臣嘿之無答亦問之非
答強且問之於是大伴鯨連進曰既從天皇遺命耳更不可待群
言阿倍臣則問曰何謂也開其意對曰天皇曷思歟詔田村皇子
曰天下大任也不可緩因此而言皇位既定誰人異言時采女臣
摩禮志高向臣宇摩中臣連彌氣難波吉士身刺四臣曰隨大伴

連イ○ヲ言更無異許勢臣大摩呂佐伯連東人紀臣鹽手三人
 進曰山背大兄王是宜為天皇唯我倉摩呂臣更名獨曰臣也
 當時不得便言更思之後啓爰大臣ヲ○蝦夷知群臣不和而不能
 成事退之先是大臣獨問境部摩理勢臣曰今天皇崩無嗣誰為
 天皇對曰舉山背大兄為天皇是時山背大兄居於斑鳩宮漏聆
 是議即遺三國王櫻井臣和慈古二人密謂大臣ヲ○蝦夷曰傳聞
 之叔父ヲ○山背大兄王○蝦夷以田村皇子欲為天皇我聞此言
 立思矣居思矣未得其理願分明欲知叔父之意於是大臣得山
 背大兄之告而不能獨對則喚阿倍臣中臣連紀臣河邊臣高向
 臣采女臣大伴連許勢臣等仍曲舉山背大兄之語既而便且謂
 大夫等曰汝大夫等共詣於斑鳩宮當啓山背大兄王曰賤臣何
 之獨輒定嗣位唯舉天皇皇○推古天之遺詔以告于群臣群臣並
 言如遺言田村皇子自當嗣位更詎異言是群卿言也特非臣心

但雖有臣私意而惶之不得傳啓乃面日親啓焉爰群大夫等受
 大臣之言共詣于斑鳩宮使三國王櫻井臣以大臣之辭啓於山
 背大兄王時大兄王使傳問群大夫等曰天皇皇○推古天遺詔奈
 之何對曰臣等不知其深唯得大臣語狀稱天皇卧病之日詔田
 村皇子曰非輕輒言來國政是以爾田村皇子慎以言之不可緩
 次詔大兄王曰汝肝雅而勿誼言必宜從群言是乃近侍諸女王
 及采女等悉知之且大王所察於是大兄王且令問之曰是遺詔
 也專誰人聆焉答曰臣等不知其密既而更亦令告群大夫等曰
 愛之叔父蝦夷○變之叔父ハ勞思非一介之使遣重臣等而教覺是
 大恩也然今群卿所道天皇遺命者小小違我之所聆吾聞天皇
 卧病而馳上之侍于門下時中臣連彌氣自禁省出之曰天皇命
 以喚之則參進向于閣門亦栗隈采女黑女迎於庭中引入大殿
 於是近習者栗下女王為首女孺籓女等八人并數十人侍於天

皇位繼承篇 卷之五

皇之側且田村皇子在焉時天皇沈病不能觀我乃眾下女王奏
 曰所喚山背大兄王參赴即天皇起臨之詔曰朕以寡薄久勞大
 業今曆運將終以病不可諱故汝本為朕之心腹愛寵之情不可
 為此其國家大基是非朕世自本務之汝雖肝椎慎以言乃當時
 侍之近習者悉知焉故我蒙大恩而一則以懼一則以悲踊躍歡
 喜不知所如仍以為社稷宗廟重事也我眇少以不賢何敢當焉
 當是時思欲語叔父ヲイハス及群卿等然未有可道之時於今非
 言耳吾曾將訊叔父之病向京而居豐浦寺是日天皇遣八口采
 女ヲ詔之曰汝叔父大臣常為汝愁言百歲之後嗣位非當汝
 乎故慎以自愛矣既分明有是事何疑也然我豈發天下唯頭聆
 事耳則天神地祇共證之是以冀正欲知天皇之遺勅亦大臣ハ
 所遣群卿者從來如嚴矛取中事而奏請人等也故能宜白ハ
 叔父既而泊瀨仲王別喚中臣連河邊臣謂之曰我等父子茲自

獲我出之天下所知是以如高山侍之願嗣位勿輒言則令三國
 王櫻井臣副群臣而遣之曰欲聞還言時大臣遣紀臣大伴連謂
 三國王櫻井臣曰先日言訖更無異矣然臣敢之輕誰王也重誰
 王也於是數日之後山背大兄亦遣櫻井臣告大臣曰先日之事
 陳聞耳寧違叔父哉是日大臣病動以不能面言於櫻井臣明日
 大臣喚櫻井臣即遣阿倍臣中臣連河邊臣小墾田臣大伴連啓
 山背大兄言自磯城島宮御宇天皇之世及近世者群卿皆賢哲
 也唯今臣不賢而適當乏人時誤居群臣上耳是以不得定基然
 是事重也不能傳道故老臣雖勞面啓之其唯不誤遺勅者也非
 臣私意既而大臣傳阿倍臣中臣連更問境部臣ハ勢ハ山背大兄
 欲ハスル者ナリト曰誰王為天皇對曰先是大臣親問之日僕啓既
 訖之今何更亦傳以告耶乃大忿而起行之適是時獲我氏諸族
 等悉集為鳴大臣ヲ蝦夷ハ造墓而次于墓所爰摩理勢臣壞墓所

之廬退換我田家而不仕時大臣溫之遣身挾君勝牛錦織首赤
猪而誨曰吾知汝言之非以干支之義不得害唯他非汝是我必
忤他從汝若他是汝非我當乖汝從他是以汝遂有不從者我與
汝有瑕則國亦亂然乃後生言之吾二人破國也是後葉之惡名
焉汝慎以勿起逆心然猶不從而遂赴于斑鳩住於泊瀨王宮於
是大臣益怒乃遣群卿請于山背大兄曰頃者摩理勢違臣匿於
泊瀨王宮願得摩理勢欲推其所由爰大兄王答曰摩理勢素聖
皇所好而暫來耳豈違叔父之情耶願勿瑕則謂摩理勢曰汝不
忘先王○聖德太子之恩而來甚愛矣然其因汝一人而天下應亂
亦先王臨沒謂諸子等曰諸惡莫作諸善奉行余承斯言以為永
戒是以雖有私情忍以無怨復我不能違叔父願自今以後勿憚
改意從群而无退是時大夫等且誨摩理勢臣曰不可違大兄王
之命於是摩理勢臣進無所歸乃泣哭更還之居於家十餘日泊

瀨王忽發病薨爰摩理勢臣曰我生之誰恃矣大臣將殺境部臣
○摩理勢而興兵遣之境部臣聞軍至率仲子阿椰出于門坐胡
床而待時軍至乃令來目物部伊區比以絞之父子共死云
元年春正月丙午大臣及群卿共以天皇之璽印獻於田村皇子
則辭之曰宗廟重事矣寡人不賢何敢當乎群臣伏固請曰大王
○舒明天皇先朝○推古天皇鍾愛幽顯屬心宜纂皇綜光臨億兆即
日即天皇位

○光仁天皇

稱德天皇紀 神護景雲四年八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春
秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝
臣真備云云等定策禁中立諱○光仁天皇為皇太子左大臣從一
位藤原朝臣永手受遺宣○稱德天皇曰今詔久事率爾有依
天諸臣等議天白壁王波諸王乃中尔年齒毛長奈又先帝乃切

毛在故_ル太子_止定_天奏_波奏_流麻_尔麻_宜給_布勅_止久_宜天_〇光_仁

諸王_{ヨリ}太子_{トナリ}テ皇位_ヲ繼承_{セシ}ナリテ

光仁天皇紀 寶龜元年八月癸巳高野天皇_〇稱_德天_崩群_臣

受遺即日立諱_皇光_仁天_為皇_{太子}寶_龜元_年冬_{十月}巳_丑朔_即

天皇位於大極殿_〇寶_龜元_年八月_天皇_位於_大極_殿

天_皇位_於大_極殿_〇寶_龜元_年八月_天皇_位於_大極_殿

天_皇位_於大_極殿_〇寶_龜元_年八月_天皇_位於_大極_殿

野史卷廿 光格天皇諱兼仁_{トモミト}東_山帝_曾孫_太宰_帥典_仁親_王第

六子也_云明_和八_年三_月十_五日_生于_閑院_殿稱_祐宮_云安

永八年十一月後桃園帝大漸儲位未定_或將_有矯_命所_擁立_迄

崩_閑白_尚實_奉遺_詔迎_天皇_二十_五日_天皇_踐祚_以閑_白尚_實攝

政

皇統御譜 光格天皇云云安永八年十一月八日云云同夜天

皇_〇後_桃園_天御_不豫_被為_及御_大切_無御_繼躰_帥宮_息祐_宮

為_御養_子可_有踐_祚之_旨勸_慮御_治定_御養_母准_后維_子御_方

子_ハ盛_化門_院ニ_シテ_後桃_園天_皇ノ_御養_母ト_稱ス_被仰_出勅_使鷹_司左_大臣

輔_平公_御參_向于_閑院_殿同_日儲_君宣_下同_月廿_五日_御踐_祚

十三朝紀聞卷六 光格天皇諱兼仁_初師_仁東_山帝_曾孫_於先

帝_〇後_桃園_天為_再從_弟東_山帝_生親_王直_仁直_仁生_諱典_仁乃

上_〇光_格天_皇之_父也_云至_是迎_繼大_統時_年九_歲以_閑白_尚實

為_攝政_云云_初先_帝疾_病也_上皇_〇後_櫻町_天以_其無_子與_准后

內_前謀_欲迎_立崇_光皇_裔邦_賴親_王幼_子貞_敬然_知閑_白尚_實不

肯_之未_敢發_及大_漸上_皇入_視欲_屏尚_實而_親告_迎立_貞敬_故使

內_前出_殿綠_連呼_閑白_自亦_勅尚_實曰_准后_呼矣_速出_面焉_尚實

為人_果決_有賢_才心_固不_可迎_伏見_氏即_對上_皇曰_上將_登遐_臣

皇立繼承篇 卷之五

奚得退矣先帝亦願尚實曰後嗣之事汝宜圖之、言畢而崩、尚實乃自定策迎上立後

群臣皇親ノ中近族ヲ擇ビ以テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事

武烈天皇 繼體天皇 宣化天皇 後西院天皇

○武烈天皇

武烈天皇紀首 小泊瀨稚鷦鷯天皇武烈天皇ヲイフ億計天皇賢天皇イフ太子也云云億計天皇七年立為皇太子云云十一年八月億計天皇崩大臣平群真鳥臣專擅國政欲王日本云云冬十一月戊子大伴金村連謂太子武烈天皇ヲイフ曰真鳥賊可擊請討之太子曰天下將亂非希世之雄不能濟也能安之者其在連乎即與定謀於是大伴大連率兵自將圍大臣宅縱火云云十二月大伴金村連平定賊訖及政太子請上尊號曰今億計天皇子唯有隆

下億兆欣歸曾無與二云云日本必有主主日本者非陛下而誰伏願陛下仰答靈祇弘宣景命光宅日本誕受銀鄉於是太子命有司設壇場於泊瀨列樹陟天皇位武烈天皇崩時皇太子ヲ皇位ヲ繼承スルアルニ群臣ノ議ヲ俟タズシテ可ナリ而シテ群臣ノ相議スルアリ因テ知リ又上古ニ皇太子ト稱セシ公日嗣皇子委シクハ日嗣皇子ノ條見ルベシ

○繼體天皇

神皇正統記中卷 第二十七代第二十九世繼體天皇ハ意神五世御孫ナリ云云越前ノ國ニ海リ々けり武烈カクモ孫不て皇亂たえよ一は群臣長く是く歎き々々國々よめり近き皇亂をそと免せり々々よは天皇王者此大度まて潛龍此以まぢひ世々よこえ給ひ々々よや群臣お儀をむくまら三度まで御讓り給ひ々々よと終り位ニ即給ふ今年己丑此年なり

武烈かられ給ひて後二年位をむくまら

○宣化天皇

宣化天皇紀首 武小廣國押解天皇 ○宣化天皇ヲイフ男大迹天皇 ○
躰天皇第二子也云云二年ノ安閑天皇リ十二月勾大兄廣國押
武金日天皇 ○安閑天皇崩無嗣群臣奏上劍鏡於武小廣國押
尊使即天皇之位焉 ○宣化天皇ハ繼躰天皇ノ弟ナリ天皇子ニシテ先
近族ヲ擇ビシコトヲ

○後西院天皇

野史卷十二 後西院天皇諱良仁後水尾帝第六子也云云正
保四年九月為親王云云承應三年九月後光明天皇崩無嗣群
臣相議迎天皇奉劍璽以十一月廿八日踐祚 ○後西院天皇ハ
子ニシテ先帝後光明天皇ノ弟ナリ群臣相議
十三朝紀聞卷二 後西院天皇諱良仁後水尾帝第七子也云
云正保四年上皇 ○後西院天為花町殿主慶安元年叙親王至是

迎繼大統時年十八

群臣皇親ノ中年長ヲ擇ビ以テ皇位ノ繼承ヲ議定
セシ事

允恭天皇 光仁天皇 後櫻町天皇

允恭天皇紀首 五年 ○反正天皇春正月瑞齒別天皇 ○反正
崩爰群卿議之曰方今大鷦鷯天皇 ○仁徳天皇ノ子雄朝津間
稚子宿禰皇子 ○允恭天皇與大草香皇子然雄朝津間稚子宿禰
皇子長之 ○雄朝津間稚子宿禰皇子ハ仁孝即選吉日跪上天皇之
壘雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰我不天久離篤疾不能步行且
我既欲除病獨非奏言而密破身治病猶勿差由是先皇 ○仁徳
ノ責之曰汝患病縱破身不孝孰甚於茲矣其長生之遂不得繼
業亦我兄二天皇 ○二天皇ハ履仲天愚我而輕之群卿共所知

夫天下者大器也。帝位者鴻業也。且民之父母。斯則聖賢之職。豈下愚之任乎。更選賢王宜立矣。寡人弗敢當。群臣再拜言。夫帝位不可以久曠。天命不可以謙。距今大王留時。逆眾不正。號位。臣等恐百姓望絕也。願大王雖勞猶即天皇位。雄朝津間稚子宿禰皇子曰。奉宗廟社稷重事也。寡人篤疾不足以稱。猶辭而不聽。於是群臣皆固請曰。臣伏計之。大王奉皇祖宗廟最宜稱。雖天下萬民皆以為宜。願大王聽之。

元年冬十有二月。妃忍坂^{オサカ}大中姬命^{オホナカヒメ}苦群臣之憂吟。而親執洗手。水進于皇子前。仍啓之曰。大王辭而不即位。位空之既經年月。群臣百察愁之。不知所為。願大王從群望。強即帝位。然皇子不欲聽。而肯居不言。於是大中姬命惶之。不知退而侍之。經四五剋。當于此時。季冬之節。風亦烈寒。大中姬所捧鏡水溢而腕凝。不堪寒。以將死。皇子顧之。驚則扶起。謂之曰。嗣位重事不得輒就。是以於今

不從。然今群臣之請事理灼然。何遂謝耶。爰大中姬命仰歡。則謂群卿曰。皇子將聽群臣之請。今當上天皇璽符。於是群臣大喜。即日捧天皇之璽符再拜上焉。皇子曰。群卿共為天下請寡人寡人。何敢遂辭。乃即帝位。

○光仁天皇

稱德天皇紀 神護景雲四年八月癸巳。天皇崩于西宮寢殿。春秋五十三。左大臣從一位藤原朝臣永手。右大臣正二位吉備朝臣真備云云。等定策禁中立。諱^ヲ光仁^ヲ天^ヲ為^ヲ皇太子。左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣。○稱德天皇曰。今詔久事平爾。有依天諸臣等議。天白壁王^{シラカベノオホキミ}波諸王^ハ乃中^{ナリ}爾年^ニ齒^シ毛長^キ奈^カ又^マ先帝^ノ乃^ハ功^ニ在^リ故^ニ爾^ノ太子^ノ止^ス奏^ス波^ノ奏^ス流^ス麻^ノ爾^ノ麻^ノ宣^ス給^ス布^ス勅^ス止^ス久^ク宣^ス。

○後櫻町天皇

野史卷十八 後櫻町天皇諱智子。櫻町帝第一女也。云云。寶曆

十二年七月桃園帝大漸群臣議以英仁親王英仁親王ハ後
桃園天皇ナリ猶幼稚因明正帝故事決迎天皇後櫻町天皇時ニ年廿三歳
以テ群臣ノ御姊ニシテ後桃園天皇ノ後櫻町天皇ハ挑群臣皇親ノ中德ノ高キ者ヲ擇ビ以テ皇位ノ繼承
ヲ議定セシ事

允恭天皇 繼體天皇 欽明天皇 推古天皇
 光孝天皇

〇允恭天皇

允恭天皇紀首 雄朝津間稚子宿禰天皇允恭天皇ヲイフヲ瑞齒別天
 皇〇及正天同母弟也天皇自岐嶷至於總角仁惠儉下及壯篤
 病容止不便五年〇及正天皇春正月瑞齒別天皇崩爰群卿議
 之曰方今大鷦鷯天皇〇仁德天子雄朝津間稚子宿禰皇子
 與大草杵皇子然雄朝津間稚子宿禰皇子長之仁孝即選吉日

跪上天皇之璽

〇皇親中年長ヲ擇ビ皇位ノ繼承
 議定セシ事ノ條參觀スベシ

〇繼體天皇

繼體天皇紀首 男大迹天皇更名考好尊〇繼體
皇ヲ五世孫彦主人王子也云云八年〇武烈天皇冬十二月巳皇〇武烈天崩元無男女可絕繼嗣云云
 元年春正月甲子大伴金村大連更籌議曰男大迹王性慈仁孝
 順可承天緒冀慰勲勸進紹隆帝業物部麩鹿火大連許勢男人
 大臣等僉曰妙簡枝孫賢者唯男大迹王也丙寅遣臣連等持節
 以備法駕奉迎三國〇越前ノ夾衛兵杖肅整容儀警蹕前駈奄
 然而至云云甲申天皇行至樟葉宮二月甲午大伴金村大連乃
 跪上天子鏡劔璽符再拜男大迹天皇謝曰子民治國重事也寡
 人不才不足以稱願願廻慮擇賢者寡人不敢當大伴大連伏地固
 請男大迹天皇西向讓者三南向讓者再大伴大連等皆曰臣伏

十二月庚辰朔甲申天國排開廣庭皇子即天皇位時年若干云

○推古天皇

推古天皇紀首條 豐御食炊屋姫天皇皇〇推古天天國排開廣庭
天皇中女也橘豐日天皇皇〇用明天同母妹也幼曰額田部皇女
姿色端麗進止軌制年十八歲立為淳中倉太珠敷天皇皇〇敏達
之皇后三十四歲淳中倉太珠敷天皇崩三十九歲當于泊瀨
部天皇皇〇崇峻天五年十一月天皇皇〇崇峻天為大臣馬子宿禰
見殺嗣位既空群臣請淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女
以將令踐祚皇后辭讓之百寮上表勸進至于三乃從之因以奉
天皇璽印冬十二月壬申朔己卯皇后即天皇位於豐浦宮

○光孝天皇

光孝天皇紀首條 天皇諱時康仁明天皇第三之皇子也云云天

皇少而聰明好讀經史容止閑雅謙恭和潤慈仁寬曠親愛九族
性多風流尤長人事仁壽太皇太后甚親重之每有遊覽燕會之
事太后必請令為之主矣嘉祥二年渤海國入覲大使王文姬望
見天皇在諸親王中拜起之儀謂所親曰此公子有至貴之相其
登天位必矣後有善相者藤原仲直其弟宗直侍奉藩宮仲直戒
之曰君王骨法當為天子汝勉事君王焉元慶八年二月四日太
上天皇遷御二條院遜皇帝位焉于時天皇在東二條宮親王公
卿奉天子璽綬神鏡寶劍等天皇再三辭讓曾不肯受二品行兵
部卿本康親王起坐跪奏言歷數攸在謳歌是歸昔者漢文三讓
雖高猶當大橫之絲遂應代邸之迎伏願陛下在此樂推幸聽於
群臣矣是夜親王公卿侍宿於行在所五日親王公卿引文武百
官奉迎天皇即日鸞輿入御東宮親王公卿扈從
古事談卷一 陽成院御那氣大事二御坐之時依不御坐儲君

皇位繼承篇 卷之五

昭宣公ヲイフ親王達ノモトヘ行廻ツ、見事体給ニ、他之親王達ハサワギアヒテ或装束シ或圓坐トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝皇ヲイフノ御許ニマヅラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ縁破タル疊ニ御坐シテ、本鳥二俣ニ取テ無傾動氣御坐ケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ、御輿ヲ寄タリケレバ鳳輦ニコソノラメトテ葱花ニハ不乘給ケリ、依此事陣定之時、融左大臣有帝位之志云被尋近キ皇胤者融等モ侍ルハト云云、昭宣公云雖為皇胤給姓只人ニテ被仕スル人即位之例如何云云、融卷舌止ル

群臣ト筮ニ從テ皇位ノ繼承ヲ議定セシ事

後鳥羽天皇 土御門天皇

玉海壽永二年八月廿日壬子天晴此日有立皇事高倉院第

四歳母故正三位修兼日頻有其沙汰、先以高倉院兩宮三四被理大夫隆卿女ト筮立以第三宮之處、官寮共申一吉ト三宮ナリ之由、其後女房有夢想事宮子細見給先日記也又義仲引級坐加賀國之宮子細見上如此之間更有御ト賀宮立第三云加又ト申一吉之由宮吉即後鳥羽天皇第二半吉第三不快云云以ト形遣義仲之處大忿怨申云、先次第之立様甚以不當也、依御歳次第者以加賀宮可立第一也、不然者又如初可被為先兄宮、事體似矯飾不思、食知故三條宮至孝之條太以遺恨云云、然而一昨日重遣御使僧正俊亮林數遍往還懇申可在御定之由、仍其後一決云云、今日之事依為新儀、左大臣造進次第就彼趣被行云大臣ハ藤原經宗ナリ

源平盛衰記卷廿二 主上安徳天ハ外家此惡徒よひり花のみやを出く西海の波の上よよひるをまり

皇立繼承篇 卷之五

孔子ヲ取リタル如クニモ聞ユレド然ラズ天皇ノ思召ノマニ定メシニハ何ゾ孔子ヲ取ルニ及バン

推臣議ヲ建テ群臣コレニ從ヒシ事

光仁天皇 桓武天皇 光孝天皇 宇多天皇

後白河天皇 後堀河天皇 後嵯峨天皇 光嚴天皇

後光嚴天皇 後圓融天皇 稱光天皇 後花園天皇

○光仁天皇

稱徳天皇紀 神護景雲四年八月癸巳天皇崩于西宮寢殿春
秋五十三左大臣從一位藤原朝臣永手右大臣正二位吉備朝
臣真備參議兵部卿從三位藤原朝臣宿奈麻呂參議民部卿從
三位藤原朝臣繩麻呂參議式部卿從三位石上朝臣宅嗣近衛
大將從三位藤原朝臣藏下麻呂等定策禁中立諱○白壁王ニ
皇ヲ為皇太子左大臣從一位藤原朝臣永手受遺宣曰今詔久
事率爾有依天諸臣等議天白壁王波諸王乃中尔年齒毛長

奈又先帝乃功毛在故尔太子止定天奏波奏流麻尔麻宣給止

勅止宣遣使固守三關云云

水鏡下卷 次此之うど光仁天皇と申す智子皇の御子
施基皇子と申す身の子おまほ云云神護景雲四年八月四日
稱徳天皇うせおまほと申す位をたつと給ふべき人
をなくす大君以下おほくは子を定免給ひしとて武皇
皇の子ふ長親王と申す一人は子ふ大御女文屋渾三と申
人を位おつけまらんと申す人ありき又白壁王○光仁天と
く此帝のおまほと申すをたつて給へらんと申す人も有
しかどもなる渾三をと申す人は之つとくす既子つき給ふ
渾三ありしありし渾三のまがゆと申すものまの渾三と
あつたちおし給ひしうばをまはる幸おま市と申す城
まらばつけやさんと申すおま市うけひき給ひしを既子

宣帝をよむべきふなり。百川永年良侍は人々心を以て
つふく目をくはせし、ひそく白壁王を太子と定め申し由
此宣帝をつくりし、宣帝の位をうくらひし、大市此宣帝を
まきうして此宣帝をとむべき由決しし。宣帝の
庭にお立ちよむをきくお、太子まこのふあるふありし、法長と
まのらく、白壁王の法長のなうふ年たけ給へり。又先帝の
功ありぬお太子と定めし、とつお由をとむをゆす、この
大市を立んとしつら、あをましく思ひしとく、
庭まかちまなくして有し。程お、大市やがくつをを備し、
白壁王を迎へりし、帝と定めし、是帝の位を
つぎ給ふなり、ひとよ、大市のまのり給へりし、
愚管鈔卷三 孝謙をう度ハ称徳天皇と申し、
位五年、少く、後年五十三、あや、生給ひ、
後、は位、つ

べき人なく、やうし、小群臣計らひ、
たちあき、水手、大市、とてぬけ出ら、
つらまを、あき、施基の皇子、
皇、とく、あき、
と申し、は、
と申し、は、

〇桓武天皇

水鏡下卷 寶龜四年正月十四日、
中務卿と申し、
のちうらなり云云、大市以下、
儲の君、あき、
らふして、
えせ、
給ふべし、

〇桓武天皇

〇光仁天皇

〇白壁王

なり、我のうまひもともひも、后を犯すべき哉とのたまひ
 せしを、百州甲斐のいそぐこの依りいそぐなく侍り、父のいそ
 ごとを違へざるを孝子といふなりと依ごとありしを
 己の親王に依せし依り給ひし、うは、免すめ給ふもみど
 小あまし、まは、後小嶋にたまふも御向之、つらうくもねせ
 りあるぞと申、小濱成中、つらうく山部親王の母、や、
 あます、つらうく依りつれ給ふんと申、つらうく、みどまこと
 おまもり也、酒人内親王をこそ申、さんとこのたまひき、濱成
 ま、申、つらうく申、二皇子藤原親王の母、や、つらうく、以親
 王、つらうく立たまふ、登けと申、つらうく、百川目を賜らかり、刀
 をひき、つらうく、濱成を給ふといそぐ、依りつらうく、
 さら小母の賤き尊をあら、あま、つらうく、山部親王の母、
 免でなく、世に人も皆、つらうく、あま、つらうく、心あり、濱成中、つらうく、

道理、あま、つらうく、承を名指し、侍ら、あま、つらうく、二心なり、つらうく、は
 やく、帝のいそぐ、つらうく、を、つらうく、侍らんとせめ、つらうく、
 帝とも、つらうく、もの、つらうく、あま、つらうく、つらうく、つらうく、
 を、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 眠ら、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 ざら、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 志、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 庭、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 皆、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 御、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 く、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 免を、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、
 以、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、つらうく、

く中あつりた云天應元年四月三日みこと位を奉る
小讓り奉り給ひしと云上天皇と申す

○光孝天皇

愚管抄卷三 相傳和元十八年保ちて廿六あり又太子の
陽成院の御年所讓位ありて廿九ありて所出家
ありて三十一ありて先臨みたり此陽成院ありて位につ
くハ八年まごの御、昔の武烈天皇の如く石斛、浅ましく
ありしありしればをむしり昭宣公基経ハ攝政ありて
法卿群議ありて是ハ以て國王とて國をも治ありし
ます處もいとくならんありしと云ふとてやうしとて小
定ありたりふ仁明の御子時康親王とて式部卿の御年あり
ありしありしとて迎へたりて位につけ奉らせり云々
是ハ光孝天皇と云ふなり

扶桑略記卷廿二 小松天皇云云元慶八年甲辰二月四日王

卿群臣諸司百寮捧天子璽鏡劔等授一品式部卿親王東二條
宮金吾亞將兵仗諸衛圍宮警固今宵宿侍天皇再三固辭讓於
兵部卿親王本康然大相國○基経等頻請不許仍五日文武百
官警蹕前駈奉迎新帝○光孝天皇ヲイノ宣命使中納言在原朝臣行平
阿保親王男也即御鸞輿入移東宮遣從五位上守左近衛少將藤原朝
臣高藤等運内裡所留鈴印匙鑰等置東宮南門内西掖六日僧
都已下率威從僧等奉參東宮慶賀天皇也以内藏寮綿絹賜之
○宇多天皇

愚管抄卷三 光孝天皇云云廿八年ありて先を世給けり
相傳御子ありて宇多天皇と申す實平法皇○宇多天皇ハ
リ下文寛平トシハ廿一ありて位につけ奉らせり云々
ミアルモ亦同シハ廿一ありて位につけ奉らせり云々
は小松のみこと病垂しとて先を世給けり云々

おもしうまーはとま、位を嗣せんことを定らふも元仰
 せしは、今我うく君の仰あす、事もおとど
〇基經ニテ即
 昭宣公ナリ
 の志まがたきばとものらび申てんと思召らりたり、御病純
 違ふ昭宣公あり強く、位ハ後ふく西後傳いへきと申され
 らるふ、そよりく只西斗らひふら幾と仰られは、寛平ハ王
 侍後とて申すの西子ありおもしうまーはとま、夫あり
 あそし申すべくは、君を承るるも、申す愈きよし中され
 りは、此ハ、記の候に終る候、時を承らせよとて申す由中させ
 終らり、寛平西記ハ左の手あり、ハ公の手をととり、右の手ハ
 くも候、手をとらへさせ終る、法ハ公恩深ハ深し候
 是を承らせぬと、申すは、由り候、申すは、とたんカハ、
 中し、カ申すのふり候、申すは、記を是ぬ人より、申すは、
 申すは、と書つけ候を、申すは、記を是ぬ人より、申すは、

きたらば、感そのふ、なりて、哀ふ作る
 〇後白河天皇

古事談卷一 近衛院崩御之時後白河院ハ帝位殊外ニ御ケ
 リ、八條院 〇鳥羽天皇ノ皇女ヲヤ女帝ニスエタテマツルベ
 暉子内親王ヲイフ
 キ、又二條院ノ今宮ノ小宮 〇鳥羽天皇ノ皇子トテ御坐ケル
 本仁親王ヲイフ
 ヲヤ可奉付ナド沙汰アリケルニ、法性寺殿 〇関白忠
 通ヲイフ今宮ノ
 后腹ニテ御坐スルヲ 〇鳥羽天皇ノ皇子雅仁親
 王ニテ即後白河天皇ナリ下被奉置、争
 可及異儀ト令計申給受禪云云
 〇後堀河天皇
 皇胤紹運録 後堀河院諱茂仁云云承久三年七月九日踐祚
 十 依天下擾亂為関東沙汰有立王及父王尊踰事 〇父王ハ高
 倉天皇ノ御
子守、自親王ニシテ、後高倉
 天皇ト稱スル即是ナリ
 増鏡卷二 衣、ふ、ち 其頃いとかたきまらされ、終るぬふ、官おそし

皇極經世一
 卷之五

けり、守貞親王とぞ、少元りも、高倉院弟三の御子なり云云
 このことと色乱ヲイフ、つゞきて一院皇ヲイフ、後鳥羽天の御ぞうハ皆
 さまぐよさまらへ、臨みぬを、おのづからちひさきなど、臨
 へるも世おさし、はなれたる、さりぬべき君もあを、ま
 さぬおと、何づま鎌倉ヲサシテイヘリ、時ニよりのおまき
 み、この入道守貞親の御子後堀河天の御よなりたま
 おを、承久三年七月九日およ、お位につけ、父の位を
 ちよ、承久ふた、事り、法皇と申

五代帝王物語 神代より代々の君の目出さき御事ども、
 國史世継家々の記お委く見え、後を御院の御代ま
 へ、つゞた、みえ侍め、承久れ、ども、人威存知、こと
 たり、うへ、委ハ、知侍ら、後堀河院の御時の、よ、又、未生
 ぬ、世の、つれを、御多侍ら、免、少、及、よ、お

お海く、御付、云、承久兵乱の後、世も漸、溢り、後堀
 河院御母ハ位お即、世終、ま、お定、関東と、皇、世の、おり、
 中、は、後高倉の法皇ハ、お、持佛堂、お渡ら、給ひ、
 可、後世の、障、とな、お、お、とな、お、お、お、お、
 北、白河院の、つ、お、お、お、お、お、お、お、お、
 芽、め、た、お、お、お、お、お、お、お、お、
 掌、あり、り、里、後、堀河院ハ、十樂院の、御、大僧、正仁、慶松殿、
 小、弟、お、お、お、お、お、お、お、お、
 踐、祚、あり、り、同、十二月、一日、即位、四年、甲、申、也、
 孫、王、の、位、お、
 終、り、り、り、り、り、り、り、り、
 ら、世、終、り、り、り、り、り、り、り、り、
 一、世、を、お、お、お、お、お、お、お、お、
 一、お、お、お、お、お、お、お、お、

北條九代記卷六 懷成親王ハ新院ノ御ユヅリヲウケサセ
 給ヒケレ共御即位ノ式モ調ノハズ程ナク此乱乱ヲ承久ノア
 リシカバ三院トモニ遠嶋ニウツサレサセ給ヘバ関東ヨリ
 計ヒ申テ僅カニ九十餘日ニシテ御位ヲオロシ奉リ九條ノ
 廢帝ト申テ王代ノ數ノ外ニゾオハシマス後鳥羽上皇ノ御
 兄守貞親王ハ後白河院ノ御心ニ叶ハセ給ハズトテ帝位ニ
 モ即奉ラズ持明院ノ宮ト号シテ打コメラレテオハシケル
 ヲ義時計ヒ申テ御位ニツケ奉ラントアリシカドモ入道親
 王ノ御事ナリ御子茂仁親王ヲ帝位ニ仰キ奉ルベシトテ今
 年十歳ニ成リ給フヲ取立マキラセ御父ノ守貞ニ太上天皇
 ノ尊号ヲ奉リ承久三年七月九日新帝茂仁踐祚アリ後堀河
 院ト申スハ此君ノ御事ナリ攝政道家公ハ鎌倉ノ將軍頼經
 ノ御父ナレドモ順徳院ノ舅ナルニ依テ官職ヲ改補シテ近

衛家實公ヲモツテ攝政ニゾ補セラレケル何事モミナ右京
 大夫義時ガ心ニマカセ鎌倉ヨリ計ヒ奉ル武藏守泰時相模
 守時房ヲ京都ノ守護トシテ六波羅ニゾ居置タル云云

○後嵯峨天皇

百練鈔 後嵯峨院 仁壽邦云云土御門院皇子云云仁治三年正
 月廿日踐祚^御廿三年今月九日以後空位十二箇日被待関東飛脚
 ○北條泰時ノ之間也當日於承明門院御元服云云諸卿群參
 使者ヲイフ^ノ大行皇帝ヲ奉^テラガ^ル間ヲ未^ダ蓋^フ号^シ御在所^ノ閑院^ニ率^テ三種寶物被^テ參^リ
 新帝^皇○後嵯峨^天御所^ヲ歩^行聊^雖降^雨不^及衣^濕仍^晴儀也云云
 平戸記 仁治三年正月十九日関東使二人^ハ後^中記^増鏡^等
 人ト差進十四日出國六箇日京着云云自勢多先進使者云云
 或説先遣使者於前内府許^ヲ通^親云云入^夜使者^兩人^參一條
 殿被^召御前云云其後向相國禪門許即面謁云云兩所共以不

請之氣炳焉云云、東使頗谷笈云云、廿日降雨、關東飛脚之後、以頭左中辨定嗣朝臣受禪事去夜可有沙汰之由、自入道殿被申云云云云、而夜已及深更了、此後有沙汰之處、春夜易曙、劔璽出御之後、天曙者、途中白晝之條如何之由、殿下令申給云云云云、今夜於承明院先有御元服、〇後嵯峨天皇ノ御元服ヲイフ云云及深更被渡劔璽云云、〇京師ニテハ順德天皇ノ皇子忠成ヲ皇位ニ即ケルベシテ見ル

後中記 仁治三年正月十九日、今夜關東飛脚城、某上洛、參

一條殿土御門院宮〇土御門天皇ノ皇子ニテ即後嵯峨天皇ナリ可有御踐祚云云

夜深已聞之間、今夜不被渡劔璽、廿日今日若宮御歲廿三土御門院第ニ

於承明門院御所土御門院有御元服儀云云、兼燭之後御元服畢、行

啓冷泉萬里小路第四條大納言隆親卿殿下被獻御車云云、供奉雲客以

下詳不知之、夜深被渡劔璽自舊主崩御日奉入御所、次將等相替守護云云

増鏡卷二 みか 廿月 〇仁治三年正月ナリ 此本より肉のう〇四條天

皇ヲ例ならぬ御事あり云云、九日の曉ありきさせ、寝ぬとて、はくしりありあつとあさましく、とをいつあなをうりなり云云、きくもやつとて、あつとあつと、ぞつげやりりる、將軍〇頼経ヲイフ、ハち殿御子存は、大御子とす、中、所後、是ハ承久ふれ、ありたり、秦財、新長なり云云、財房と一形あり、小弓射をさせ、酒も多し、なごし、こも、けけたる、とど、ぬりり、る、あ、京より、を、馬とつ、何の、むと、驚た、なら、使え、よ、せ、や、り、あ、ま、し、神、事、ま、た、ま、り、若、室、の、社、あ、る、尋、夜、お、と、り、り、る、そ、れ、ら、ど、都、あ、ら、う、う、び、た、ら、う、も、心、は、ひ、き、く、ひ、ら、ら、ら、ら、云、あ、ぐ、ま、の、使、云、城、介、義、景、と、つ、あ、も、の、云、阿波院〇土御門天の、水、子〇後嵯峨天、内、位、ふ、と、つ、て、つ、る、云

ヲバ承及バズ、是ゾ末法ノ世ニ成ヌル驗ヨト淺マシカリシ
事ドモナリ、サレドモ角テハ如何アルベキトテ、天台座主ニ
ハ梶井二品親王ノ御弟子承胤親王ヲ成シ奉ル云云サテ御
位ニハ誰ヲカ即ケ進ラスベキト尋求奉ル處ニ、本院第二ノ
御子○後光嚴天三條内大臣公秀御女三位殿御局後ニハ陽
祿門院ト申シ御腹ニ生レサセ給ヒタリシガ、今年十五ニ成
セ給フヲ、日野春宮權大進保光ニ仰テ南方へ取奉ラントセ
ラレケルガ、兎角料理ニ滞リテ保光京都ニ捨置奉リケルヲ
尋出シ進ラセテ御位ニハ即進ツケラセケルナリ

○後圓融天皇

椿葉記 だつり ○後光嚴天 伏見殿 ○崇光天 と御中と

く申通ぜらむ侍る、其ころ將軍 ○義満 ハ幼少あり、

執事細川 武藏守頼之親長マテ下り、のりいとりささ

りどふ、ごつりあそ、ハ近き長ども内談あり、御儀

圖のきこやう、風守せ、一は、伏見殿より、常仁

親王 ○崇光天皇 踐祚のり、後深草院以奉、正徳

あり、ま、一ノ皇子ナリ、御儀違比、次第を日野中納言教光

卿を勅使あそ、武家へ仰せ、る、所、延、り、ハ、登、断、する

下、延、り、一、を、中、納、言、承、久、以、奉、ハ、武、家、より、一、を、の、り、ひ、中

寺、世、ふ、たり、ぬ、れ、バ、つ、の、あ、も、や、き、こ、せ、ら、る、べ、た、よ、

御、毎、之、仰、せ、ら、る、御、儀、違、勿、論、と、は、お、ん、ト、中、納、言、

だ、つ、り、あ、つ、一、を、頼、之、親、長、を、新、御、仰、せ、ら、る、ふ

と、り、一、を、所、詮、つ、つ、一、を、此、御、儀、を、も、つ、ろ、ひ、や、ま、ど、

由、深、草、院、一、を、此、御、子 ○後圓融天 小市、藤、位、あり

ぬ、武、家、ひ、と、一、を、小、見、原、中、納、言、ハ、カ、及、む、を、ご、り、冷、方、なり

さ、る、り、ど、ふ、御、院 ○崇光天 新院 ○後光嚴天 たち、ま、ち

御中、何れも、近習の臣下も心をお察公ひた
り、兄弟は御中にも御位あり、昔よりあり
ことなるを、ちりちりなき事、御位

○稱光天皇

南方紀傳下卷 應永十九壬辰年 十月廿八日 躬仁親王
元服 御年 十二 云云 應永廿癸巳年 八月廿九日 躬仁親王受禪
御諱 實仁 少政 也

同書下卷 稱光院人王百二代 云云 此即位此時伏見殿
光天皇ノ皇子 榮仁親王ヲイフ 是ヨリ先親王出家アリ 因テ
按ズルニ 子治仁王ヲシテ 皇位ヲ継承セシメント 欲スルカ
も 南帝ノ子 子良 泰親王ヲイフ 也 御即位此時 幼少あり
三人あり、御諱 隆 あり、然れども 武家 實仁 天皇ヲ
イフ 是原ノ子 あり、故ニ 終ニ 不踐 祚 あり、此時 伊勢ノ
國司 兼 大和 紀 伊 河 内 陸 奥 此ノ 字 方 一 同 不 許 云々

いへども、御即位より、御位あり、故に、御位を、

○後花園天皇

椿葉記 此ノ月此頃より、御位あり、

らせま、いへども、御即位より、御位あり、

七月、此頃より、御位あり、

恭親王 とも、御即位より、御位あり、

此頃は、いへども、御即位より、御位あり、

ち、御即位より、御位あり、

后、御即位より、御位あり、

御位あり、

東山、御即位より、御位あり、

は、御即位より、御位あり、

免れたるうつとを覺え候、免れごとくも形をざりなる
 ことありし、みはこれ御ついでとらむに、此れ女くとりま
 うりひく、御遊を待たぬとふ、十二日此夕方など、小笠原
 共手のものども、四千人系りぬ、やがて、出御の儀こ
 あり、御遊若王子へ渡出たりぬ、云々四年、御遊留あり、
 さき、室町殿より、関を二條〇持基ヲイフ、以て、事此子
 孫を仙洞〇後小松天皇ヲイフ、へ、甲さき、ほどり、同十七日、仙
 洞へ、中一さき、云々、さき、ほどり、内裏〇持光皇ヲイフ、ハ、廿日、崩
 御ありぬ、謚号称踐祚たり、今ハ、ひく、と定まり、
 昔中一ハ、御録なき、云々、三條、有、府公光、此亭を、照り、
 免され、新内裏より、なき、傍、小修、理せられ、
 庭、看など、造り、添へらる、とぞ、中一、云々、同廿九日、新
 内裏へ、渡御なり、院の御、孫子の、像、あり、跡、祚、あり、

とうら、舊、觀、ふ、う、は、ら、ず、御、衆、十、名、好、ふ、な、ら、せ、ま、す、
 免、れ、た、さ、蒙、世、の、ふ、思、縁、な、き、云々、天、下、の、口、遊、み、せ、侍、り、

皇位繼承篇卷五終

皇位繼承篇卷之六

議官 福羽美静 檢閱

少書記官 横山由清 編纂

大書記生 黒川真頼

定策異例

後堀河天皇ヨリ以来四條天皇、後嵯峨天皇、後深草天皇、龜山天皇、後宇多天皇、伏見天皇、後伏見天皇、後二條天皇、花園天皇、後醍醐天皇ニ至テノ十一代ハ北條氏ノ奏スル所ニ從テ皇位ヲ繼承セシ事

増鏡卷一ひさ 承久久三年ふありぬ 云久ノ乱アリ七月九日みのど 皇ヲイフをもおろしき 意ニテ位ヲオナリシ、あのゆりのよし、涉譲位ノ 御讓位ナリノ ちのままのやりあり、七十餘日まあり 終へる也

免しよとあむやをどめあらん云
 同書卷二ろちご 北吹いとあむまへらむぬふる宮おえ
 守貞親王とごきこ延ける、有倉の院第三の
 師あり云 つひに師がしをさへありし後ひそ此世
 の師のぞみわたちをぬるあちし物し後へる云
 あぐまきりのおききりて ○北條義時ノ策 かの入道 貞親
 王ヲ此師子 後堀河天皇ナリ 即 十のなり後ふを、西久三年
 七月九日おをりも位もつけたをまらる云 貞永元年お
 りぬ云 十月云 ありあきあひ、師ありやみ
 おり起よよまきあり、ごごの二月后の宮の師をとり一
 こと ○秀仁親王ニテ いごき後へりしつが、やがて太
 かくせたまへりしごか云 うへ ○後堀河天 ありさせ
 後ひてその七日やがてそんごうハ 太上天皇 あり云 十月
 尊號ナリ あり云

の五日 月五日ナリ 正 あり内の人 ○四條天 例あらぬ後
 七日の節會も師帳もかつうせ後をねば、いとさう
 ぐし人とおおしあへる九日の曉うきさせ後ひぬと
 ありあへるいとあさすしともゆふをうりあり云 ささ
 しもやのまもあぐまへぞつげやりある、將軍 ○藤原頼ハ
 大敵の師子以まハ大納言殿と少由、後うしろみの承久は
 かりたりし泰時親臣あり、時房と一存もくわすいさせさ
 あたりあどしと心とけた夕などありゆるよ、東よりのを
 り馬とりへバ、何事あるむと驚きあつら使めしよせし
 きくよいとあさすし、さりとてあむべきなうねが、あむし
 よりやがて非事をもめ、若宮の社もくくをぞ取ゆる
 京都と都あいらのびたる事ども心のひきくしひしら佐
 俊院 ○順徳天 の宮たちもやあど関延けむバ、備前門院も

院心ときめきし、肉と其の院用意あどし、後六承院の
 院〇後嵯峨天皇の使〇鎌倉ヨリノ使者より白川の人を立、何方へ来るに見せらるるを
 あり、今見ゆべき事あれど、物のあはれを以て
 きいさあおゆるりどぞか、云日づら、またを城介
 義系より、三條河原より、承徳院院おを、まを
 あり院ハ、つづくど、わの院よりたを、まを侍のいと
 あやしげあり、もとひ、開く、ちうつともお不
 えど、まの、土御門院へあり、たを、云義
 系ハ、きり戸の脇か、こやりて、侍りける、阿波院〇土御
 フイ、院中の人、上下夢の
 ころち、おぼあたり、まどひ、仁治三年、西月十九

日能あり、云その夜や、冷泉万里小路、人うり
 世後ひ、院殿より、毎重あど、踐作の儀式、
 めぐら、〇後嵯峨天皇云、わく、寛元四年、ありぬ
 西月廿八日、春宮〇久仁親王ニテ、即ち院位、ゆぐり、させ給
 ふ、おのみ、又、西、まど、あらせ給ふ、云正元元年、云八
 月廿八日、春宮〇恒仁親王ニテ、十一、ま、清元服、給ふ、院
 心、みる、恒仁と、世の、や、わの、めき、開、ゆる、あり、あ
 せ、院門〇後深草天皇、あ、お、お、お、云
 か、く、十一月廿六日、あり、る、させ給ふ、〇後深草天皇ノ御
 ナリ、
 同書卷五、ゆきの、正元元年、十一月廿六日、讓位の、像式、常
 の、ゆ、十二月廿八日、御即位、よろづ、め、た、ある、磨き、かぎ
 り、あ、年、も、か、へ、り、ぬ

皇位継承篇 卷之六

同書同卷 川あきく 正月ナリ院の内か

ちめりそのいみとく物思ひあぢきあへり

峨天皇御病重キユエ院中ノ十七日龜山殿へ

女院ハ例の御車もたてまつる

り臨ふ云十一日行幸あり

リナ中一日淑らせ給へば形々

路ふ新院皇○後深草天

上いと花やあまのわ

とと此布りそめどた

あともうしうめさか

云つひ小宮日比野

ひぬ、後深草院とぞ

せ、法皇の御うり

父後深草院天皇

少なきけるも、弟代

まの御お記あり

云ノ御定ノアリ

臣下も御疾ヲ

さる時、法皇の御

御遺分、御計中

て御附、御忌中

皇日、御奉、御

寺鳥、御殿、御

へ、御仁、御踐

申べ、御衣、御

云つひ小宮日比野の時に、

云世中ハ新院

云後深草

云天皇ノ御

云御遺言ニ

云御方々

云御侍

云御方

云御方

云御方

云御方

云御方

云御方

云御方

云御方

さむしぐバ御返事ゆりて申さむむらんと、兩御方の人々心
 ぐるしくお不元侍きとアリカクテハ皇位繼承ノコト無倉
 ノ計ニ任セテ、後深草天皇龜山天皇ノ皇胤イヅレニモ定メ
 テ立ラレベキ由ナレド御母大宮院ノ決斷ニテ龜山天皇ノ
 御流ト定テ以テ示ス 長溝堂領、又播磨北國屋張の國、熱
 田社のあたをぞ所愛ありたり ○後深草天皇ノ御遺言ニ
 皇位ヲ繼承スルコトナクシテ、右ノ莊園 りがむの年ありし
 ヲ野領一ニテアルベシトノ御所分ナリ
 ヲ新院 皇○後深草天皇六條殿に譲らせ給ひし次、所為のやう
 せ故院へ尋ねやせむたりし事
 ○後深草天皇ノ御弟ノ
 皇ニ問フナリ 我とひとしうる處き所事あるをば、於觀子
 をぞらへらるべしとやせむる ○龜山天皇ハ御兄後深草
 ナひと腹の所おはしうみよとてかおをすすを、うらむこと
 たりある處き世を、思ひのおもひと名ふ人多かりべし、い
 でや位におをすし、まをすつき、さしありの所まつこと
 あどいあともあり、新院もも善言おをすしませば、行末乃

一ふしとあどいはれど、りひしうふ、かくむむのりう院方
 肉方と人仕心もか別し、のりやうふ、うちつけりども、い
 ききり、人おしりおをすし、まさぬ海のいみじき事なぞあ
 りける、朝に沖舟りしとて、田村の將軍より傳りし、あけ
 る所をうしあどを、あのかき、きききのおはし、まし、なる
 ぶや ○後深草天皇ノ御遺言、かくむの、後、やがく内裏へ ○龜
 皇ヲ奉らせ給ひ、あし、そのむ、そを、あどを、ぞ女院に恨めしき所
 事、い、院か思ひ、聞え、き、給ひ、なる ○御母女院ノ御ハカラ
 スナリ、き、て、い、や、の、お、を、此、由、を、か、關、東、へ、ど、な、ま
 ひ、遣、し、る ○何事モ皆繼倉へ
 同書卷六くらさき 文永十一年四月廿六日春宮 ○世仁親王
 ナリ天皇 位譲り申させたまふ ○龜山天皇ノ後守多天 廿五
 日夜、まが内侍所、急置引具し、し、押下踏破へ行幸ありし、

又此日こゝろさうらふ二條内裏へ渡さむらり云布院〇龜山
 御兄ニテ後深草天皇ナリハ猶りあやしのりける、淨身此宿世を、人の
 思ふらん事、ささすまどうおぢり結布ぐせき、世を背らん
 の没あき、尋誦をも返し奉らせ給へば、兵仗をささめん
 とく、淨隨身ども存しき、縁うけ暇給する事ど、いと心細
 とろひあへり、大うこのありさぬうち思ひ廻らさむ、いと思
 び難き事多く、内外の人上神どもうるひ返る、新院〇龜
 皇ヲひとあむ世形日淨業ももく、ん強うら、今年三十三
 いぞおそくまは、故院〇後深草天皇ハ後深草龜山兩天皇ノ御父ナリの四
 十九もく淨ぐ、あろく、縁ひ、をだま、ささめ、い海もく、惜
 とすえ、う、東に淨方〇後深草天皇ハ右タチナリ、おかく世のささめ、いと
 んづらひ、縁ふ、さあ、ぬ女房上達部カシタナメ此中、おかく、とり、とさ
 睦まどう、仕る人、三四人、浄供つ、まら、白、登き、用意、

ゆれば、縁ふ、お付く、またく、物々細う、思ひ歎く、家、あ、
 づ、あ、る、事、と、東〇鎌倉ハお驚き、聞えて、傍の陣の定
 あどやうよ、こむ、これ、あまた、武士、どの、より、あひ、評定、け
 り、此頃、あり、時頼、新、臣、此、子、時宗、とり、あど、相換、世、の
 中、を、あら、ふ、ぬ、あり、なる、故、時頼、新、臣、ハ、唐、元、元年、お、歎、お
 ろ、て、云、最、明、寺、此、入、后、と、ど、り、ひ、け、る、と、む、が、子、あ、む、が、
 や、今、の、時、宗、朝、臣、も、い、ど、め、が、た、き、と、の、よ、く、本、院〇後深草
 フ、此、お、く、世、を、お、ぢ、り、捨、ん、ど、る、いと、わ、く、け、り、お、く、あ、を、れ
 ある、浄、り、あり、故、院〇後深草天皇ハ後深草天皇ノ御遺言ニテ、御兄ノ後深草天皇ノ御皇
 ら、め、後、深、草、天、皇、ノ、御、遺、言、ニ、テ、御、兄、ノ、後、深、草、天、皇、ノ、御、皇、
 皇、ノ、御、皇、位、ヲ、繼、承、ス、ル、コ、ト、莫、カ、ラ、シ、メ、テ、御、弟、ノ、龜、山、天、
 由、ヲ、定、メ、置、カ、セ、ラ、レ、タ、ル、ヲ、イ、フ、
 か、み、あ、く、さ、せ、る、淨、あ、や、ま、り、も、お、そ、く、ま、さ、ら、ん、い、つ、で、り
 ハ、忍、ぶ、石、砂、あ、く、い、を、此、と、縁、ふ、べ、き、い、と、た、い、づ、き、日、ご、あ

りとも、新院皇ヲイフへも奏し、あまごちあまたあごめ申し、
 東に所方皇ヲイフ若宮即伏見天皇ナリテを坊に立奉りぬ、十月
 五日御會行せられたり、いとめでたし、かくもがたきこと、所方
 がさ免く、北に院皇ヲイフへも、その世孫に傳ふべき所、道心もよ
 あり、おぼがおぼしと、さすり、ぬ、是どあるべき事とあひあう
 世人もさひり、所方皇ヲイフ、後宇多天皇ヲイフよりの事ニむすり
 能傳ふ所、ささきあり、儲の君法年まさき、ためし、遠き昔を
 きくおきぬ、近頃の三條院、小一條院、高倉院あごめ、あそし、ま
 し、あそし、高倉院の所、まど今もかく、業をえさせ、あはし、ませ、が
 かし、こき、倫あり、古に天皇天皇と、天武天皇との同く、法腹
 能傳ふ所、うらあり、その所、まど、が、い、ち、あ、か、さ、り、し、世を
 ろし、ゆ、し、ためし、あごめ、あごめ、思ひや、出けん、所ニあごめ、
 て、位も、あそし、まど、あそし、思ひ、り、云、何と、あご、傳、り、
 云、何と、あご、傳、り、

移り、弘安と十年のなりぬ、然るに、
 ひく十三年、をうり、あそし、め、り、ん、本院皇ヲイフ、待遠皇ヲイフ、
 おさる、らんと、いと、わ、し、く、持、量、り、存、つ、る、よ、や、例、の、東、より、
 奏、する、事、あり、べし、新院皇ヲイフ、龜山天皇ヲイフ、北、所、方、さ、ご、め、の、心、細、う
 聞、し、る、し、あ、や、む、新院皇ヲイフ、云、よ、ら、づ、あ、の、ど、お、不、さ、さ、る、し、後、
 せ、ど、その、年、の、十月、あり、あ、さ、せ、り、ん、見、後、宇、多、天、皇、位、ヲ、伏、見、天、皇、ニ、讓、ル、ヲ、イ、フ
 云、いと、あ、人、形、く、う、ら、る、ひ、ぬ、の、世、を、ま、げ、あ、く、新院皇ヲイフ、の、あ、
 う、る、べし、春、宮皇ヲイフ、位、に、即、き、給、ひ、ぬ、ま、バ、天、下、本、院、
 お、あ、し、う、つ、り、ぬ、東、に、中、あ、し、か、さ、る、人、の、心、ざ、り、あ、く、
 際、も、を、顯、せ、ける、云、
 同書卷七第三十、あり、ぬ、の、事、を、ば、今、ハ、新院皇ヲイフ、
 す、由、れ、バ、太、上、天、皇、三、人、後、深、草、天、皇、龜、山、天、皇、後、宇、多、天、皇、ヲ、イ、フ、世、に、あ、そ、し、
 是、次、あり、ゆ、ら、ら、し、く、傳、り、よ、や、云、正、徳、の、三、年、も、あり、ぬ、

云 ちぞ此三月三日 〇正應二年三月三日 かとよ、經氏此寧おの

女此所腹も若宮 〇胤仁親王ニテ即 けできさせ給へり

を、おろし立奉らせ給ふ、いとあしこき給をくせあり云

ありおの所門 〇後宇多天皇ヲイフ 所子あまのあそしませが、坊

まあどおろしひきひきあきぬのいと本素あり、十月廿五

日一院 〇後深草天皇ヲイフ の所新まをまゑまゝ一石也、以とめてた

き事とよひ給へり、いとあしこき、同一年 〇正應三年三月四年

日五日の頃紫宸殿の獅子狛犬中より目またる、聲きおろ

して所占あるも、血流の聲一と可や中けきべ、いとありり

此あまべきようとなせり、いとあそしませ給ふ、その夜九日

右邊の陣より怖ろしげあるものふ云四人 〇浅原ハ

子等馬お乗あがら九重の中へ馳入り、うへを昇り、女孺が

局の口もまきや、とらふとのせ見えあげたまは、たけ高く怖

ろしげある男、赤地の錦に鎧直垂お緋襦袢の鎧着る、

たゞ赤鬼あどのやうあるつらつきまゝ、所門 〇伏見天皇

づく小所よりと問ふ、おとあしこき、いとあしこき、いとあしこき

とと又問ふ、南無より東北の隅と教ふせば南ざり人あも

とゆく省よ、女孺内よりあしこき、権大政令典侍殿、新内侍

殿あど小侍も、うへ 〇伏見天皇 中宮の所方も後給せ給ひ

けま、對の局へあびてまげさせ給て、春日殿へ女房のやう

みくらしとあしこき極をつらつき、いとせ給ふ、内侍御靈と

りくし、女孺の玄象給麻とりくし、おげたり、春宮 〇後伏見

つをば中宮の所方も按察殿抱きあしこき、常盤井殿

へあしこき、いとあしこき、いとあしこき、いとあしこき、いとあしこき

尋ねあしこき、いとあしこき、いとあしこき、いとあしこき、いとあしこき

ひの長うげまさとしのまは、名乗廻りてついでに我ひせ
 きけむが、座うらぐりあどしつひゆく、かく移り二條
 系極の毎登備後書とうや、五十年後孫より馳系う時を
 つくるま、合志の聲よりつひのま、世をけむる心やましくて内
 多の、所殿どもの格子引うあぐりう、亂れ入るま、あまつ
 と思ひく、おのあどりの所志とわの上まで、浅原自害
 ぬ、太郎ありりるを結ら、南殿の所帳結中より、自害
 ぬ、弟の八郎とつひ十九ありりるハ、大床而結椽のま
 ろしつ、寄る若社足をきましく、志むるま、さうあ
 たりと楢ゆんとまむる、あをむ、自害するま、賜をい
 かりあし、まむる持りりる、ま、あぐりうらぐりも、六波羅
 へかきつづけ、あしりり云、世の中ゆきり強ぶる
 言の葉もあし、此事次第の六波羅より、尋らむるま

ハ、三條宰相中將実守を捕らむぬ云、中院皇
 ちろし、ゆりたるあどりの開きありて、心ゆくついでに
 おひひありつひあさあ、中院の所せうと権大夫公
 衡、一院皇○後深草天の御前より、此事ハ猶禅林寺殿○龜山天
 皇ヲ乃、清心合世たる形より、後深草院の所、愛分を引
 へ、東よりあく、當代をまむるま、○後嵯峨天皇ノ御處分ヲ
 違へ、テ、鑑倉ヨリノ計ヲヒ
 二即ケレ、イフナリ、世を志らしめ、まむる事を、まよつて
 おむるより、世を傾け、孫をんの御本意あり、さうあ
 だらうま、あまし、まむるま、まむるま、やうや、まむるま、○院
山天皇ヲ乃、波羅を移し奉るべきとこそまむる、かのあさ
 孫も引出つ、まむるま、孫へ、まむるま、まむるま、まむるま、まむるま
 〇後深草天皇ノ以、うらぐりまむるま、のあまむる、まむるま、
 幸をも、人ハよく、まむるま、物あり、故院皇○後嵯峨天のあき

かげあもあおさん事あそいそとけきと海ぐそと
 心弱くあそいまたあると見たり強ひそ、伏見天皇内
 より仰あど嚴しき事ども関あむバ、中統院龜山天皇
 も新院後宇多天皇とおおし驚く、いとあはたぐしきやう
 ありぬむむ、わのハせんもあありしめさぬよ
 たる消息あど東鎌倉天皇、龜山天皇浅原為頼、北條貞時
 一向ニ知ラヌヨレ、御書ヲ貞時ニ遣ハスナリ、北條氏ノ威
 推此ノ如ク、因テ皇位ノ繼承モ北條氏ノ意ニ從テ定ルコト
 見レハ遣さむ後を事あづまりける云極あくあけ
 くきも承仁も六年ありぬ、七月廿二日春宮胤仁親王
 見天皇 お位譲りてあり強ひぬ伏見天皇讓云極川の
 具守のあど、の女統御後、さき統御院後宇多天皇統御
 宮邦治親王ニテ生世強へり、六月廿七日降元服して
 八月十一日春宮を立強ひぬ、降降邦治と関由云正安二

年正月三日降元服後伏見天皇降元服して強ひ、今年十一月
 あら世強へバ降行あそるうある強なり、又統御正安三
 のむ月の頃、内侍所統御降連のあり強へるハいつあひ登
 き事あらあど、思ひてさくぬく程あそあき、東よりの降使
 統御ると世の中騒ぎ、藤林寺殿、龜山天皇ノ御方
 年正月廿一日春宮邦治親王位子つう世強ひぬ、ありあ統御
 伏見天皇 十四もく太上天皇の尊號あり、いとさびをい
 たりしき降りあもべ、見づうふ三とせあそありき世強へ
 きバ何事統御あもあ云持明院殿、後深草天皇ノ
 ハ世の中さきさくお布され、伏見殿小籠りあそい
 きべく強ひまへ世ど、二の降子伏見天皇ノ第二子富仁坊
 小定まり強へバ、又めだたくそあづうあそいあそい

同書卷八あま 德治三年云八月のちふめつうたより内

皇〇後二條天 例あつておをしくす云 廿五日

子の時をのりもをさせ給ぬ云 春宮〇富仁親王ニテ

親所殿へ行啓ありし云 親重後さる、八月廿六日踐祚あり

云 持明院殿あはりのり云 御方々〇尊治親王

事、大覺寺殿〇後宇多天皇ノ 御方々〇尊治親王

九月立太子能事會ありし云 坊より給ひぬ

同書同卷村山 文保二年二月廿二日ありあさ世孫〇花

皇位ヲ皇太子尊治〇後宇多天皇ヲイ

親王ニ傳フルナリ〇法皇 春宮既も三とせみたせ給へ〇法皇

りつるあめだなく〇法皇 御方々〇尊治親王

院中ニ決ス〇後醍醐天 皇親〇法皇 スルコト能ハズ〇法皇

ぢる後行ひよのそ心入給へるあめとるさく〇後醍醐天

の夏の頃宮房能大納言東へをささる、御門〇後醍醐天

天の下社事讓りし〇後醍醐天 さむの御消息あるべし、大いひ

あさま〇後醍醐天 ありそをたむ世もこそあめさ、かをのりのひ

父御門能御心よいとやましく任せ給願きをのせとめさまし

さむどきのふけあまをどまりたりあもあふ給、承久よりこ

あさかくのみありしとて来りけむ〇承久ノ 大乱ア

軍ニ克チ〇後鳥羽 土御門頌徳ノ三上皇ヲ速國ニ遷幸ナサシ

位ニ繼承ノ事ハ北條氏ノ奏スル所ニ定マリ、四條天皇後

天皇後深草天皇龜山天皇後醍醐天皇多至天皇皆北條氏

後二條天皇花園天皇後醍醐天皇多至天皇皆北條氏ノ奏請ニ

決スルニ頼シ、因テ今上後醍醐天皇多至天皇ノ中ニ於テ萬機ヲ

時ニ欲ス、而シテ徑チ今上後醍醐天皇多至天皇ノ中ニ於テ萬機ヲ

テ後醍醐天皇ノ執推ハ北條高時ナリ、高時更ニ之ヲ奏スルニ

況ヤ皇位ノ繼承ニ於ケル北條氏ニ告ゲスル所ニ從ハザルヲ

少子孫ありて、天下のたれもとく、元より関東の安寧を
 思ふ所ありと仰下さるる務、依て深草より秀〇龜山天
 皇ヲせうらと存る旨、少在位に事ありて、一の少子後
 深草院、二の少子龜山院の両少子孫、十年を限りお勢く
 少治世ありけりよ、〇此ノハカハラヒハ北條貞時ガ為シ事ナリ
 後醍醐院の少時當今〇後醍醐天皇ヲイフ 此勅使ハ吉田大納言
 定房卿、持成院〇後伏見天皇ヲイフ 此少使ハ日野中納言の二
 男の御、京都種倉に流復再之る及ぶ、勅使と院の少使
 とあり、冥途もわらう、問答事多しと人ども〇幕府ノ判決ヲ受
ケンガタメ、鎌倉ニ於テ問答アルナリ 定房卿中とせける、既も後深草院の
 少遺勅に任せり、一は少子後深草院の少子孫、長講堂
 領せり、今も法管領あり、二の少子龜山院の少子
 孫ハ累代お遠あり、うらぎら所も、関東の少治とて之を

亦及て轉變、其子少時を得、當少子孫〇後醍醐天皇ノ少在
 位の頃、常篇に絶て、篇を盡し、御子孫ヲイフ 少在
 篇たり、うへは是れもあたる、再三仰下さるるよ 亦
 つて〇コレ迄ハ定房卿ノ已前ノ事ヲ引出テ、當今後醍 二の
酬天皇ノ御治世ト定リシコトヲ陳ベラル、ナリ 二の
 少子の少子孫、後醍醐院、少時を、受給ひ、元應元年あり
 元弘元年も、少在位の旨、今おわらう、後深草院の少時
 勅治定、〇元徳二年ハ誤ニ 少時乃少
子 〇量仁親王ニテ、立坊に義あり、以此分の次あり、元後醍
子 即光嚴天皇ナリ、此少時を、元下とて、天下に位を定
 御院我神武、此少時を、元下とて、天下に位を定
 事多し、〇此ノハカハラヒハ北條貞時ガ為シ事ナリ
 り、事多し、天命のむどや、たや、少在位十年を限り
 少時、〇此ノハカハラヒハ北條貞時ガ為シ事ナリ 持成院十
 年、少在位の時、少治世より、長講堂領より、少時

有べし、當所子孫空位のとき、いづれの所領をもく有べき
や、所領持所の所子孫まじりて、被所^レ在位十
年、のちの長^レ謀^レを以て、十年^レ龜^レ山^レの所子孫まじりて、
よ^レ一^レ教^レをな^レ運^レを立^レて、問^レ答^レも及ぶ^レ○コレマデ定房卿ノ詞
トノ問答ヲイヘルナリと^レい^レん^レど、是^レ非^レあ^レく持明院の所子光嚴院立坊
此^レ百^レ後^レ礎^レ礎^レ送^レ鱗^レもた^レん^レど、一^レ元^レ弘^レ三年の秋八月廿四日、
ひ^レと^レの^レ小^レ禁^レ裏^レを^レ出^レりて、山城國^レ皇^レ置^レ山^レ人^レ臨^レ幸^レあり
○コレヨリシテ元弘ノ大亂起ル歎ズベキカナ

皇位繼承異例

落飾ノ後初服ニ還リテ皇位ヲ繼承セシ事

皇太弟出家シテ僧トナリ、而シテ後復初服ニ還
リテ皇位ヲ繼承セシ者アリ、天皇遜位シテ落飾
シ而シテ後再タビ皇位ヲ繼承セシ者アリ、共ニ

異例トス

○天武天皇

天武天皇紀上 天^ア淳^マ中^ハ原^ラ瀛^オ真^キ人^ヒ天皇^ト ○天武天皇 天命開別天
皇[○]天智天 同母弟也幼曰大海人皇子、生而有岐嶷之姿及壯
雄^レ拔^レ神^レ武^レ能^レ天文^レ遁^レ甲^レ納^レ天命^レ開^レ別^レ天皇^レ女^レ菟^レ野^レ皇^レ女^レ ○持統天
為^レ正^レ妃^レ天命^レ開^レ別^レ天皇^レ元^レ年^レ立^レ為^レ東^レ宮^レ四年^レ冬^レ十^レ月^レ庚^レ辰^レ天皇^レ卧
病^レ以^レ痛^レ之^レ甚^レ矣^レ於^レ是^レ遣^レ蘇^レ賀^レ臣^レ安^レ麻^レ侶^レ召^レ東^レ宮^レ引^レ入^レ大^レ殿^レ時^レ安^レ麻
侶^レ素^レ東^レ宮^レ所^レ好^レ密^レ顧^レ東^レ宮^レ曰^レ有^レ意^レ而^レ言^レ矣^レ東^レ宮^レ於^レ茲^レ疑^レ有^レ隱^レ謀^レ而
慎^レ之^レ天皇^レ勅^レ東^レ宮^レ授^レ鴻^レ業^レ乃^レ辭^レ讓^レ之^レ曰^レ臣^レ之^レ不^レ幸^レ元^レ多^レ病^レ何^レ能^レ保
社^レ稷^レ願^レ陛下^レ舉^レ天下^レ附^レ皇后^レ仍^レ立^レ大^レ友^レ皇子^レ宜^レ為^レ儲^レ君^レ臣^レ今^レ日^レ出
家^レ為^レ陛下^レ欲^レ修^レ功德^レ天皇^レ聽^レ之^レ即日^レ出家^レ法^レ服^レ因^レ以^レ收^レ私^レ兵^レ器^レ悉
納^レ於^レ司^レ壬^レ午^レ入^レ吉^レ野^レ宮^レ時^レ左^レ大^レ臣^レ蘇^レ賀^レ赤^レ兄^レ臣^レ右^レ大^レ臣^レ中^レ臣^レ金^レ連^レ
及^レ大^レ納^レ言^レ蘇^レ賀^レ果^レ安^レ臣^レ等^レ送^レ之^レ自^レ菟^レ道^レ返^レ或^レ曰^レ虎^レ著^レ翼^レ放^レ之^レ是^レ夕

十五年あなま〜あ〜云

落飾シテ後再々皇位ヲ繼承セシ事

○孝謙天皇

淳仁天皇紀 天平寶字八年九月甲寅 云 是日討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等凱旋獻捷詔曰逆仁徽奴仲末呂伊訖奸流心乎以天兵乎發朝廷乎傾動之天鈴印乎奪復皇位乎掠天先仁捨岐良比賜之道祖我兄鹽燒乎皇位仁定止云官印乎押天天下乃諸國仁書乎散天告知米之復云久今乃勅乎承用與先仁詐天勅止稱天在事乎承用流已不得止云天諸人乃心乎惑亂三關仁使乎遣天竊仁關乎開一二乃國仁軍丁乎乞兵發武此乎見仁仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴然先仁之我奏之事方每事仁奸美諂天在家此乎念方唯已獨未朝廷乃勢力乎得天賞罰事乎一仁已可欲仁行止念天兄豐成朝臣

乎詐天讒治奏賜仁流依天位乎退比多末是乃年乃年已呂在都然今方明仁仲末呂可詐仁在家利知天本乃大臣乃位仁仕奉武流事乎諸聞食止宜復勅久惡久奸岐奴乃政乃柄乎執天奏未不事乎以天諸氏氏人等毛進都可方須已理乃如毛不在都利是以天今與後方仕奉武相毛乃進用賜武然之我奏久之此禪師乃晝夜朝廷乎護仕奉乎見仁先祖乃大臣天止之仕奉之位名乎繼止念天在人奈利云天退賜止奏之可此禪師乃行乎見爾至天淨久佛乃御法乎繼隆止念行未朕乎導護之未已師乎多夜須久退武未都良念天在都然朕方髮乎曾利天佛乃御袈裟乎服天在止毛國乃政乎不行何止不得佛毛經仁勅久國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與勅天在此仁念倍出家毛政乎行仁豈障物仁不在故是以天帝乃出家伊未須世方出家之大臣毛在倍之念天樂須未位方阿良禰毛止此道鏡禪師乎

大臣禪師止位方授未都事乎諸聞食止宣復勅久天下乃人誰
曾君乃臣仁不在安良心淨久之仕奉良武此之實能朕臣仁在武
夫人止之己我先祖乃名乎興繼比呂止武不念阿流不在是以
天明久淨岐心以天仕奉方氏氏門方絶多未治賜止勅御命乎
諸聞食止勅又宜仕奉狀爾隨天冠位阿氣賜治賜止久宜

皇位繼承非例

神器無クシテ皇位ヲ繼承セシ事

神器ハ天照大御神始テ皇孫瓊瓊杵尊ニ賜フ所
ノ者ナリ、而シテ奕世天皇コレヲ相承シ以テ護
身ノ器ト為スト○護身ノ器ト為スコ故ニ踐祚ノ
日群臣必コレヲ天皇ニ獻ジ、以テ萬世ヲ祝スル
モ亦上古以來不易ノ典ナリ、天皇神器ヲ受ケズ
シテ踐祚スルハ恒典ニアラズ

後鳥羽天皇 光嚴天皇 光明天皇 崇光天皇

後光嚴天皇 後圓融天皇 後小松天皇

○後鳥羽天皇

玉海 壽永二年八月六日戊戌云 此日參院以定能卿申入、以
頭辨兼光被仰下云、立王事所思食煩也先可奉待主上○安徳天皇ヲ
フ還御哉、將又且雖無劔璽可奉立新主哉之由、被行御卜之處、
官察共申可被奉待主上之由、而於此事依有思食重被問官察
各數人官二人察ハ人申狀彼是不同、但吉凶半分也、此上事何様可有
沙汰哉可計申矣、申云○官察ノ先次第沙汰頗以依運歟、先有
議定人意不一、決偏可訪占卜之由、議奏之時可有御卜也、而遮
以被行御卜、今又被乘彼趣之條、太以無其謂卜吉不再三云
而及度々之條、又以不可然、而於今者偏可被用卜吉、重隨良將
吉神慮之趣可有斟酌歟、但愚按之所及立王之事、懈怠愚心所

傾思也其故先京華狼藉于今不止是人主不御座之令然也
 次須被□□之處平武○平家ノ一等奉具主上及三神寶主
 有已赴海西立征伐於議有妨是次我朝之習不得劍璽踐祚
 曾無例而繼體天皇為臣下被迎之時如國史文之踐祚甲申天
 皇移樟葉宮辛卯得璽符鏡劍即位云雖無踐祚即位之分別
 如今文□即位以前已稱天皇又謂踐祚被移皇居其後得劍璽
 即位云然則準據尤可合之由所存也是凡天子之位一日不
 可曠政萬機悉亂云於今逢々之條萬事違亂之源也早速可
 有沙汰不可有異議者左大臣同參候云非一所兼光○頭弁
 參上小時飯來云所申可然就中為征伐可奉立人主之條事
 了肝心也仍早可有立人主之事云先愚按次第之沙汰悉以
 違亂散々凡不能左右云未曾有之事也天下滅亡只此時也
 可悲云八月廿日壬子天晴此日有立皇事云不得劍璽踐

祚之例希代之珍事也

增鏡卷七の 所門を 八十二代あり

後鳥羽院とヤあり 壽永二年八月廿日あり

高倉院身あり 神璽寶劍ハ讓位あり

時必渡あり 先帝あり 内侍所あり

バあり 後あり 寶劍ハあり

所門元慶元年七月廿日即位あり

光嚴天皇

皇年代略記 光嚴院諱量仁云 元弘元年未九月廿日踐祚

十被下太上天皇○花園天皇詔命于時劍璽不渡之壽永之例也

十月六日渡劍璽自六波羅奉渡土御門東洞院皇居或說神璽

聊有子細云云○神器聊有子細トアルハ神器ノ

毘沙門堂所藏記 太上法皇○光嚴天皇云 元弘元年九月廿

日踐祚云 劍璽使 舊主○醍醐天皇御隨身之間不及沙汰

今年十月五日自六波羅被渡土御門東洞院內裏○十月六日

重ヲ六波羅ヨリ土御門ノ皇居ニ渡レ奉ルトアル神璽ハ劍

真ノ神璽ニ非ラズ此ノ事委シクハ三種神器ノ條ニ辨ズ

○光明天皇 皇年代略記 光明院諱豐仁云 建武三年八月十五日踐

祚七十於權大納言良基卿押小路第有此儀合戰雖未止之依難

默止武家申行之年號又發延元復建武三年云 以被行次第

事其儀供被摸壽永例云云同廿二日幸東寺以為御所十一月

二日賢所劍璽渡御自花山院被渡東寺行宮

毘沙門堂所藏記 法皇○光明天皇云 建武三年八月十五日

踐祚云 劍璽使 舊主○後醍醐天皇御隨身之間不及沙汰今

年十一月二日自花山院第舊主自山門被渡新主○十一月二

日重ハ真ノ劍璽ニ非ズ此ノ事委シクハ三種神器ノ條ニ辨ズ

○崇光天皇 皇年代略記 崇光院諱興仁云 貞和四年十月廿七日踐祚

五十 毘沙門堂所藏記 新院○崇光天皇云 貞和四年十月廿七日

踐祚云 劍璽使云○時ニ此ノ神器アリト雖ドモ真ノ神器ニ

三日後村上天皇ニ奉還ス

○後光嚴天皇 皇年代略記 後光嚴院諱彌仁云 觀應三年八月十七日

皇年代略記 後光嚴院諱彌仁云 觀應三年八月十七日

踐祚十五、未立、親王不立坊 今日先立親王、當日自持明院殿渡土御門殿云、今度不被行節會不及宣命不被渡、劔璽以下每事新儀、兼日被問諸卿有此沙汰也、堅固密儀也

毘沙門堂所藏記 後光嚴院云、觀應三年八月十七日踐祚云、宣命劔璽不及沙汰皇ノ時ニ神器ハ後村上天

○後圓融天皇

皇年代略記 後圓融院諱緒仁云、應安四年三月廿一日立親王、同廿三日父帝後光嚴先退本宮、幸忠光卿室町原柳亭被行親王冠禮并讓國之儀、平安城宮遷御之後於城外里内被行此儀之條、今度為新儀歟、

後深心院闕白記 應安四年三月廿三日陰云、今日天皇後光嚴天皇讓位也、儲王後圓融親王ニテ即於柳原内裏清涼殿有御元服事云、未刻節會始云云、事了人人參新帝御所無劔璽之

儀内侍所渡御云云、〇時ニ神器ハ後龜山天皇ノ吉野ノ宮ニアリ

○後小松天皇

皇年代略記 後小松院諱幹仁云、永德二年四月七日著袴、十一日受禪皇ノ時ニ神器ハ後龜山天皇云明德三年閏七月三日南方主皇後龜山天皇令和睦遷御于大覺寺令駕鳳三種神器同渡御、同五日神器等奉渡于里内土御門東洞院〇後小松天皇承ク

皇位繼承餘論

皇位ハ子孫相承クルヲ以テ常規トスベキ議アリ

懷風藻葛野王傳 高市皇子薨後、皇太后持統天皇引王公卿士於禁中謀立日嗣、時群臣各狹私好、衆議紛紜、王子葛野王ヲ引弘文天皇ノ長進奏曰、我國家為法也、神代以來子孫相承以襲天位、若

兄弟相及則亂從此興、仰論天心誰能敢測、然以入事推之聖嗣自然定矣、此外誰敢間然乎、弓削皇子在坐欲有言、王子叱之乃止、皇太后嘉其一言定國、特閱授正四位、拜式部卿、時年卅七

重祚ノ事

重祚ハ天皇再タビ皇位ヲ繼承スルヲイフ、重祚ハ必ズ事故アリ、次下ニ舉ル所ヲ以テ其ノ概略ヲ

知ルベシ

齊明天皇 稱徳天皇

○齊明天皇 皇極天 皇再祚

齊明天皇紀 首條 天豐財重日足姬天皇 ○皇極天云 四年六月讓位於天萬豐日天皇

皇祖母尊、天萬豐日天皇後五年 ○後五年八月十月崩 皇祖母尊、天萬豐日天皇後五年 ○後五年八月十月崩

元年春正月甲戌皇祖母尊即天皇位於飛鳥板蓋宮 ○皇極天

皇位ヲ孝

德天皇ニ讓ル、因テ稱シテ皇祖母尊トイフ、孝徳天皇崩ズ、天皇因テ再祚ス、天皇再祚ノコト此ニ始ル

稱徳天皇 孝謙天 皇再祚

水鏡下卷 廢帝 ○淳仁天云 大上天皇 ○孝謙天 於たま

を位おつけんとらふことをかりし、官のあがせき

國々へ遣して人の心をたぶらうし、関を定め兵をあこし、眾

もあかりたるあのをみ豊成の大臣を、終しやう位を退け

たりけり、此事仲麿が作する事としり、孫ひぬ、豊成を

とのめく大臣の位に治め孫ひ、又あの新師 ○弓削道鏡ヲイフ

みはらうまつちるあり極を見るおいと、日世後を利

りし佛の序袈裟をきく、あせども、世のまつりごとをせざ

るべきよあらび、佛も孫ひ國王位よつき孫ひんをり、善薩

戒を受よとを説おき孫ひたせ、あをを思へば厄とありて

大世のまつりごとをせん小何の障りあるべき、茲むバ帝
 の出家し〜いません小又出家し〜あらん大臣のあつべ
 と思ひ〜、あの道鏡禪師を大臣禪師と位を授け奉る
 としたまひせ〜、十月九日太上天皇兵をお〜、内裏を
 園に移し〜のび、宮の中を候〜人々皆迹失り〜のび、帝
 所母又其つゝまつり人二三人を具〜、かちま
 圖書寮の方をお〜立給へり〜、お納言迎奉
 り〜、位をおろ〜、存自由の宣命をバ續け奉り〜、
 ことおもひ位を保ち給ふべきうつをせのにおをせぬあいせ
 て、仲廣と同ド〜日世をとおあちんとをうり給ひ
 たり、茲むバ帝位を退け給ひ〜親王の位を賜ふ〜、淡
 路の國へ流し奉り給ひき、心う〜侍り〜ことあり
 同書 次のみつと稱徳天皇と申き、あれハ孝謙天皇乃又

うへりつき給へり〜天平寶曆八年十月九日位多つ
 き給ふ

重祚ニ似テ重祚ナラザル事

○後醍醐天皇

増鏡卷十月月弟北 みやらを伯耆より北還降 ○後醍醐天皇ノ伯

還御ナリと〜世の中ひ〜めく、まづ東寺へ〜を給
 ひ〜ことども定め〜、二條の前のお〜道名〜ありを
 冬り給へり、あ〜み内裏へ〜を給ふべき儀、重祚あど
 めて何多履ふせども、重祚を御月をへらしたるに
 たが遠き行幸の遠降乃式〜あり履き由定めらる云
 云六月六日東寺より帝の行幸給き母〜内 ○後醍醐天皇ヲイ
 京へ〜を給ひけ〜め〜と〜を〜

神皇正統記下卷 六月四日 ○元弘三年 東寺に入らせ給ふ

○後醍醐天皇 都みある人々多し集りしつるに威儀をよ
 ノ還幸ヲイフ 此人の宮を遷幸しつるに威儀のさきしつるに
 院 ○後伏見天皇 花新帝 皇ヲイフ 光嚴天皇をが宮めちつひに
 子位せましくつるに威儀をよ 新帝を儲きの儀にて 〇後醍
 隱岐ヨリ京師ニ入ルニ還幸ノ儀ヲ 正位ハ用あらむを改
 以テスレバ重祚ニアラザルナリ 正位ハ用あらむを改
 えしつるに威儀をよ 本のめくえ弘と号せらる

上世ハ皇弟ト雖ヘドモ勲績アレバ皇兄コレニ皇
 位ヲ讓ル皇弟乃チ皇兄ノ讓ニ從テ皇位ヲ繼承セ
 レ事

綏靖天皇 顯宗天皇

○綏靖天皇

綏靖天皇紀首

神日本磐余彥天皇

〇神武天皇崩時神淳名川

耳尊皇ヲイフ 孝性純深悲慕無已特留心於哀葬之事焉其庶

兄手研耳命行年已長久歷朝機故亦委事而親之然其王立操
 厝懷本乘仁義云 已卯十一月神淳名川耳命與兄神八井耳
 命陰知其志云 時神淳名川耳尊掣取其兄所持弓矢而射手
 研耳命一發中胸再發中背遂殺之於是神八井耳命慙然自服
 讓於神淳名川耳尊曰吾是乃兄而懦弱不能致果今汝特挺神
 武自誅元惡宜哉乎汝之光臨天位以承皇祖之業吾當為汝輔
 之奉典神祇者是即多臣之始祖也 〇コノ時神淳名川耳尊神
 リ上世日嗣皇子トイフ 後世ノ皇太子ノ條ヲ見ルベシ
 少シ異ナリ日嗣皇子ノ事ハ皇太子ノ條ヲ見ルベシ

○顯宗天皇

顯宗天皇紀首

白髮天皇

〇清寧天皇 聞喜咨歎曰朕無子也可

以為嗣云 夏四月立億計王 〇仁賢天皇為皇太子立天皇為皇

子五年春正月白髮天皇崩是月皇太子億計王與天皇讓位久
 而不處由是天皇姉飯豐青皇女於忍海角刺宮臨朝秉政云

十一月飯豐青尊崩云十一月百官大會皇太子億計取天皇
 之璽置之天皇〇顯宗天之坐再拜從諸臣之位曰此天皇之位
 有功者可以處之著貴蒙迎皆弟之謀也以天下讓天皇天皇顧
 讓以弟莫敢即位又奉白髮天皇先欲傳兄立皇太子前後固辭
 曰云所貴為人弟者奉兄謀逃脫難照德解紛而無處也即有
 處者非弟恭之義弘計不忍處也兄友弟恭不易之典聞諸古老
 安自獨輕皇太子億計曰白髮天皇以吾兄之故舉天下之事而
 先屬我我其羞之惟大王〇顯宗天道建利道聞之者歎息彰顯
 帝孫見之者殞涕憫憫搢紳忻荷戴天之慶哀哀黔首悅逢履地
 之恩是以克固四維永隆萬業功隣造物清猷映世超哉邈矣粵
 無得而稱雖是曰兄豈先處乎非功而據咎悔必至吾聞天皇不
 可以久曠天命不可以謙拒大王以社稷為計百姓為心發言慷
 慨至于流涕天皇於是知終不處不逆兄意乃聽而不即御坐世

嘉其能以實讓曰宜哉兄弟怡怡天下歸德篤於親族則民興仁
 元年春正月己巳朔大臣大連等奏言皇太子億計〇仁賢天聖
 德明茂奉讓天下陛下〇顯宗天正統當奉鴻緒為郊廟主承續
 祖無窮之烈上當天心下厭民望而不肯踐祚遂令金銀蕃國群
 僚遠近莫不失望天命有屬皇太子推讓聖德彌盛福祚禮章在
 孺而勤謙恭慈順宜奉兄命承統大業制曰可乃召公卿百僚於
 近飛鳥八鈞宮即天皇位百官陪位者皆忻忻焉

皇太子及皇子剔髮レテ皇位ノ繼承ヲ辭セシ事

古人大兄皇子 大海人皇子

〇古人大兄皇子

孝德天皇紀條首四年〇皇極天皇ノ四年ニシテ六月云天
 豐財重日足姬天皇〇皇極天皇ノ大化元年ナリ授爾綬禪位策曰咨爾輕皇子云天
 德トヨメカライカシヒ天皇皇ヲイフ授爾綬禪位策曰咨爾輕皇子云天
 輕皇子再三固辭轉讓於古人大兄更名古人曰大

皇太子及皇子剔髮レテ皇位ノ繼承ヲ辭セシ事

兄命是昔天皇〇舒明天皇ヲイフ所生而又年長以斯二理可居天位於是古人大兄避座逡巡拱手辭曰奉順天皇聖旨何勞推讓於臣臣願出家入于吉野勤修佛道奉祐天皇辭訖解所佩刀投擲於地亦命帳內皆令解刀即自詣於法興寺佛殿與塔間剔除髻髮披著袈裟由是輕皇子不得固辭升壇即祚

〇大海人皇子

天智天皇紀 十年十月庚辰天皇疾病彌留勅喚東宮〇天武天皇ヲ引入卧内詔曰朕疾甚以後事屬汝云於是再拜稱疾固辭不受曰請奉洪業付屬太后〇倭姬王今大友王奉宣諸政臣請願奉為天皇出家脩道天皇許焉東宮起而再拜便向於內裏佛殿之南踞胡牀剃除鬚髮為沙門

天皇皇族ニ命ジテ皇位ヲ繼承セシメント欲シ豫テ後事ヲ付囑セシ事

〇市邊押磐皇子

雄略天皇紀首條 三年〇安康天皇冬十月癸未明天皇〇雄略天皇ナ恨穴穗天皇〇安康天皇曾欲イナベ以市邊押磐皇子傳國而遙付囑云後事甲云

皇子ノ皇后ヲシテ皇位ヲ繼承セシメントセシ事

皇后春日山田皇女 皇后倭姬王

〇皇后春日山田皇女

欽明天皇紀首條 四年〇宣化天皇冬十月武小廣國押盾天皇〇宣化天皇崩皇子天國排開廣庭〇宣化天皇天皇〇欽明天皇令群臣曰余幼年淺識未閑政事山田皇后〇山田皇后ハ仁賢天皇ノ皇女開百揆請就而決山田皇后怖謝曰妾蒙恩寵山海詎同萬機之難婦女安預今皇子〇欽明天皇者敬老慈少禮下賢者日中不食以待士加以幼而穎脫早擅嘉聲性是寬和務存矜宥請諸臣等

早令登位光臨天下冬十二月甲申天國排開廣庭皇子即天皇位

〇皇后倭姬王

天智天皇紀 十年十月庚辰天皇疾病彌留勅喚東宮〇天武
ヲ引入卧内詔曰朕疾甚以後事屬汝云於是再拜稱疾固辭
不受曰請奉洪業付囑太后〇倭姬王ノ女ニシテ天智天皇ノ皇
后ノ令大友王奉宣諸政臣請願奉為天皇出家脩道天皇許焉



皇位繼承篇卷之六 終

